



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 角 川 ホールディングス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 COO 本 間 明 生  
(コード番号9477 東証第一部)  
問 合 せ 先 財 務 統 括 マネジャー 谷 口 常 雄  
(TEL.03-3238-8710)

## 当社の従業員および当社子会社の取締役、従業員に対する ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条ならびに第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員および当社子会社の取締役、従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき承認をを求める議案を、平成 18 年 6 月 25 日開催予定の第 52 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社および当社子会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションとして、新株予約権を無償で発行するものです。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### ① 新株予約権の割当を受ける者

当社の従業員および当社子会社の取締役、従業員。

##### ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 90,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合等を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

③ 発行する新株予約権の総数

900 個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの株式数は、100 株とする。(ただし、①に定める株式の数の調整を行なった場合は、各新株予約権の目的となる株式の数についても同様の調整を行なう。)

④ 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

⑤ 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に、②に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)と、新株予約権を発行する日の前日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立していない場合は、それに先立つ直近日の終値)および 1,958 円のいずれか高い金額とする。

なお、株式分割・併合および時価を下回る価額で新株を発行するとき(時価発行として行なう公募増資等、新株予約権および新株予約権証券の行使にともなう株式の発行を除く)は、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数} \text{ (併合の場合は減少株式数を減ずる)}}$$

⑥ 新株予約権の行使期間

平成 20 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

- I. 新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であること。
- II. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分、もしくは相続をすることはできない。
- III. その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結される新株予約権付与契約において定める。

⑧ 新株予約権の取得事由および消却の条件

- I. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で取得することができる。
- II. 新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。
- III. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

⑨ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

⑩ その他

新株予約権に関する細目事項は、取締役会により決定する。

(注) 上記の内容については、平成 18 年 6 月 25 日開催予定の当社第 52 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上